

令和3年第2回四万十町議会臨時会

四万十町議会議案書



令和3年5月10日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 4 号	専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）	1
報告第 5 号	専決処分の報告について（訴えの提起について）	3
報告第 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	5
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度四万十町一般会計補正予算（第 9 号））	7
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）	13
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	19
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町介護保険条例の一部を改正する条例）	22
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（四万十町手数料条例の一部を改正する条例）	25
同意第 2 号	教育委員会委員の任命について	28
同意第 3 号	固定資産評価員の選任について	29
同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	30
同意第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	31
同意第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	32
議案第 7 6 号	四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	33

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の10分の1を超えず、かつ、500万円以下である変更契約を締結すること。

専決第4号

専 決 処 分 書

工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和3年3月29日

四万十町長 中尾 博憲

- 1 工事名
小久保川上池災害復旧工事
- 2 契約の相手方
四万十町若井字若松40番8
有限会社トシマ建設
代表取締役 山野上 貴之

3 変更内容

事項名	変更前	変更後
請負代金額	111,375,000 円	112,662,000 円

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 債権の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関し、1件（各科目ごと）につき100万円未満のもの

専決第10号

専 決 処 分 書

滞納学校給食費等の請求に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和3年4月19日

四万十町長 中尾 博憲

記

滞納学校給食費等に係る債務者に対して行った支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てが行われ、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えがあったものとみなされたため、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

高知市

、

2 支払督促の申立てを行った日

令和3年2月19日

3 相手方が督促異議の申立てを行った日

令和3年3月22日及び令和3年4月10日

4 訴えの要旨

四万十町は、相手方に対し、次のとおり請求する。

（1）学校給食費969,028円、水道使用料173,660円及び町営住宅使用料113,400円の支払（合計1,256,088円）

（2）訴訟費用の支払

5 訴訟遂行の方針

（1）税務課職員を訴訟代理人と定める。

（2）相手方から全額を支払う旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

専決第 1 1 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 3 年 4 月 2 8 日

四万十町長 中尾 博憲

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 相 手 方 | 須崎市山手町 1 番 7 号
高幡消防組合
組合長 楠瀬 耕作 |
| 2 | 事故の概要 | 令和 3 年 2 月 2 1 日 1 0 時頃、四万十清流消防署にて消防車を駐車しようとした際に建物のシャッター枠を損傷したもの。 |
| 3 | 損害賠償額 | 1 1 0, 0 0 0 円 |

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日
四万十町長 中尾 博憲

令和2年度四万十町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度四万十町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,055,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税		6, 902, 650	△229	6, 902, 421
	1 地方交付税	6, 902, 650	△229	6, 902, 421
1 8 寄附金		1, 455, 030	20, 000	1, 475, 030
	1 寄附金	1, 455, 030	20, 000	1, 475, 030
1 9 繰入金		1, 404, 610	20, 229	1, 424, 839
	1 基金繰入金	1, 404, 535	20, 229	1, 424, 764
歳 入 合 計		21, 015, 000	40, 000	21, 055, 000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5, 101, 433	40, 000	5, 141, 433
	1 総務管理費	4, 647, 027	40, 000	4, 687, 027
3 民生費		5, 124, 737	0	5, 124, 737
	2 児童福祉費	1, 087, 063	0	1, 087, 063
歳 出 合 計		21, 015, 000	40, 000	21, 055, 000

歳入歳出予算事項別明細書
1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 1 地方交付税	6, 902, 650	△229	6, 902, 421
1 8 寄附金	1, 455, 030	20, 000	1, 475, 030
1 9 繰入金	1, 404, 610	20, 229	1, 424, 839
歳 入 合 計	21, 015, 000	40, 000	21, 055, 000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
2 総務費	5, 101, 433	40, 000	5, 141, 433		20, 000	20, 000
3 民生費	5, 124, 737	0	5, 124, 737		20, 229	△20, 229
歳 出 合 計	21, 015, 000	40, 000	21, 055, 000		40, 229	△229

歳入

(単位：千円)

款	科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
	項	目				区 分	金 額	
11 地方交付税			6, 902, 650	△229	6, 902, 421			
	1 地方交付税		6, 902, 650	△229	6, 902, 421			
	1 地方交付税		6, 902, 650	△229	6, 902, 421	1 地方交付税	△229	普通交付税 △229
18 寄附金			1, 455, 030	20, 000	1, 475, 030			
19 繰入金	1 寄附金		1, 455, 030	20, 000	1, 475, 030			
	1 ふるさと支援寄附金		1, 450, 000	20, 000	1, 470, 000	1 ふるさと支援寄附金	20, 000	ふるさと支援寄附金 20, 000
1 基金繰入金			1, 404, 610	20, 229	1, 424, 839			
	1 基金繰入金		1, 404, 535	20, 229	1, 424, 764			
	3 その他特定目的基金繰入金		1, 385, 035	20, 229	1, 405, 264	1 その他特定目的基金繰入金	20, 229	ふるさと支援基金繰入金 20, 229
計			21, 015, 000	40, 000	21, 055, 000			

歳出

(単位：千円)

科 目		補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分		説 明	
款 項	目	補 正 額		財 源		区 分	金 額		
		特 定 地 方 債	国 庫 支 出 金	そ の 他	一 般 財 源				
2総務費						20,000			
	1 総務管理費					20,000			
	3財産管理費					20,000	0 24積立金	20,000	ふるさと支援基金積立金 20,000
	6企画費					20,000	20,000 11役務費	20,000	通信運搬費 ふるさと納税取扱手数料 △3,000 23,000
3民生費									
2 児童福祉費									
	5公立保育所費								財源組替
	計								

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町税条例等の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

四万十町条例第14号

四万十町税条例等の一部を改正する条例

(四万十町税条例の一部改正)

第1条 四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及

び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第4項」を「第7項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

- 7 法附則第 30 条第 8 項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 7 項」に改める。

附則第 22 条第 2 項中「令和 3 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第 26 条に次の 1 項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは「令和 17 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。

（四万十町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 四万十町税条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、四万十町税条例第 48 条第 10 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 52 項」を「第 321 条の 8 第 60 項」に、「同条第 52 項」を「同条第 60 項」に改め、同条第 16 項の改正規定中「第 321 条の 8 第 61 項」を「第 321 条の 8 第 69 項」に改め、同条例第 50 条第 4 項の改正規定中「町（町・村）民税」を「町民税」に」の次に「、「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に」を加え、同条例第 52 条の改正規定中「第 52 条第 4 項」を「第 52 条第 3 項中「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」を「第 48 条の 15 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改め、同条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の四万十町税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第 4 条第 1 項において「施行日」という。）以後に行う新条例第 36 条の 3 の 2 第 4 項に規定す

る電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の四万十町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

四万十町条例第 15 号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成 18 年四万十町条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項中「令和元年度分及び令和 2 年度分」を「令和 3 年度分（令和 2 年度末に資格を取得したことによる令和 2 年度相当分を含む。）」に、「令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に、「限り、被保険者の資格の取得に係る届出を 14 日以内に行わなかったことにより、令和 2 年 1 月以前の納期に係る納期限が同年 2 月 1 日以後に定められているものを除く」を「限る」に改め、同項各号中「生計を主として維持する者」を「世帯の主たる生計維持者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

四万十町条例第16号

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険条例（平成18年四万十町条例第94号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「令和元年度及び令和2年度分」を「令和3年度分（令和2年度末に資格を取得したことによる令和2年度相当分を含む。）」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く」を「限る」に改め、同項各号中「生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

四万十町条例第17号

四万十町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 四万十町手数料条例（平成18年四万十町条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「

介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき	7,310円
		2回目以降	1件につき	4,310円

」を「

介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき	7,390円
		2回目以降	1件につき	4,390円

」に改める。

第2条 四万十町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「

介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき	7,390円
		2回目以降	1件につき	4,390円

」を「

介護保険	介護予防サービス計画の作成	初回	1件につき	7,380円
		2回目以降	1件につき	4,380円

」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和3年10月1日から施行する。

同意第 2 号

教育委員会委員の任命について

下記の者を四万十町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町仁井田 

氏 名 岡 澄子

生年月日 

同意第 3 号

固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 5 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町大井野

氏 名 吉岡 範満

生年月日

同意第4号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和3年5月10日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町上宮 

氏 名 友永 准一

生年月日 

同意第 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町大井川

氏 名 竹本 英治

生年月日

同意第 6 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

住 所 四万十町仕出原 

氏 名 金子 仁

生年月日 

議案第 76 号

四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 5 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

四万十町固定資産評価審査委員会条例（平成18年四万十町条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

第13条中「四万十町一般職の職員の旅費に関する条例」を「四万十町一般職の職員の旅費に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。